

質問書に対する回答(No.3)

みなと再生事業基本計画策定業務委託のプロポーザルに係る質問事項に対し、下記のとおり回答します。

| 質問事項 | 回 答 |
|---|---|
| 建物、道路を計画する際、湾岸から何m以上離さないといけないという制約はありますか。また、それ以外で建物、道路を計画できない範囲はありますか。 | 港湾計画の土地利用区分や港湾施設の構造等により、個々に判断されますが、別添「今治港港湾計画図」の緑地及び公共物揚場(内港破線部分:エプロン幅 9~10m)については、計画できない範囲としてお考えください。 |
| 「みなと再生構想概要パンフ」には、ダイヤモンドフェリーの建物位置に道路が配置されているように見えますが、この建物も計画に含まれてもよろしいですか。 | 大型フェリーの機能を維持する必要がある、それに伴う大型車両の動線確保の考え方については、現場説明会質疑応答のとおり。大型フェリー関連施設については、提案に含める必要はありません。 |
| 港プロムナード、設けられている可動式防波壁は、1年間にどのくらい使用されていますか。 | 台風時等の高潮、越波の危険がある時に使用します。平成20年は1回、平成19年は3回となっています。 |
| みなと再生構想概要パンフに書かれている港プロムナード、緑地公園の位置と、送って頂いた敷地図面に書かれている位置が若干異なっているのですが、みなと再生構想概要パンフの図を元に敷地の正確な範囲、港プロムナード、緑地公園の位置としてよろしいですか。 | 提案における港プロムナード、緑地公園についての考え方は、現場説明会質疑応答概要のとおりとし、提案を頂く範囲についても再生構想概要パンフの着色部分とします。なお港プロムナード、緑地公園の位置については、概要パンフの位置として提案ください。 |
| 海事ビジネスセンター、今治シビックプライドセンターで働く想定人数を教えてください。 | 想定人数はございません。業務仕様書の施設計画の基本的な考え方において、事業計画区域の中で海事ビジネスセンターや今治シビックプライドセンターの果たすべき役割に留意しつつ、施設規模について提案いただくとともに、機能が十分発揮されるよう人員配置についても必要とあれば、ご提案ください。 |
| 市道片原町2号線の道路敷部分も提案に含むとありますが、同道路の該当区間にのみ接面する宅地の数、規模等を教えてください。 | 事業計画区域内での市道片原町2号線に接道する宅地数は、現時点で54となっています。 |
| 港湾計画の土地利用計画につきましては、今回プロポーザルの内容に即して一部変更されることが想定されますか。 | 港湾機能の再編については提案に含めることとしていますが、合理的な理由があれば、港湾法に基づく港湾計画の変更手続きを行います。 |
| 港湾管理者としての県、市等の専従の職員数を教えてください。 | 重要港湾に指定されている今治港の管理等担当課として、産業振興部港湾建設課9名、港湾管理課11名(平成20年度)の職員配置となっています。 |

